

尼崎市嘱託職員労働組合 との交渉状況

令和6年度第2号
通算第68号
令和6年9月25日
尼崎市総務局
人事管理部給与課

—令和6年6月期の期末・勤勉手当等について—

◎日時・場所

令和6年6月18日（火）午後7時30分～午後9時（中央北生涯学習プラザ 学習室A・B）

◎今回の交渉の主な目的

前回の交渉に引き続き、期末・勤勉手当や独自要求書について協議を重ねた。

◎具体的な交渉内容

1 独自要求書について

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
独自要求について、前回からの修正回答はないのか。	回答書に修正はないものの、前回の交渉を踏まえて、まずは現場の勤務実態の把握に努めていきたい考えである。
その考えを回答書に反映していただきたい。	交渉における発言も回答の一部であり、回答書の修正の有無ではなく、内容で判断していただきたい。
現場の実態把握について、当局が誠実に対応してくれることは理解できたが、回答書において、たとえ現時点で実現の余地がなかったとしても、何かしら表現を工夫できないものか。	検討はするが、実現が困難な要求に対して、あたかも実現可能なように見せかける表現の方が不誠実ではないか。
フルタイムの会計年度任用職員について 児童ホームにおいては、今年度から開所時間が延長されたことにより、一人当たりの業務量が増加している。そうした業務量の増加にはフルタイムの会計年度任用職員の導入が有効的であると考えるが、導入への考えはないのか。	児童ホームの開所時間の延長については、業務量に変化はなく、シフト制の勤務体制で対応することを原局に確認している。開所時間の延長によって、組合は業務量が増加していると主張するが、具体的にどういった業務が増加したのか。

<p>以前に比べシフト制となり全員が揃う時間が減ることで、これまで児童来所までの時間で行っていた情報共有のためのミーティングや、新たに採用された職員への教育の時間がなくなるなど影響が出ている。その上、今年度から各児童ホームに PC が導入され、これまで紙で記録できていたものを PC で作業しなければならなくなった。PC を使いこなせていない職員もあり、かえって業務量の増加につながっている。</p>	<p>PC の導入は事務作業の効率化を図り、他の業務に時間を割り振ることができるよう意図されたものではないのか。</p>
<p>業務量の増加は、開所時間の延長の影響が何よりも大きい。そうした状況を、当局が現場視察を通して目の当たりにした上で、実態把握に努めてもらいたい。</p>	<p>承知した。</p>
<p>定期的な公募試験の実施について</p> <p>定期的な公募試験の実施について、組合としては人員不足につながりかねない制度であると考えているが、昨今の人員不足の状況においても、見直す考えはないのか。</p>	<p>任用上限年齢が撤廃されたことで長く働き続けられる職場になった一方で、市としては職員の新陳代謝を図るためにも定期的な公募試験は必要であるものと考えており、現時点で撤廃の考えはない。</p>
<p>公募試験に関しては各所属で実施しているものであるが、一所属に留まらない全庁的な問題が生じた場合、当局が問題解決に向けて対処するという認識でよいか。</p>	<p>その認識で差し支えない。</p>
<p>専門性の高い職種の資格助成について</p> <p>教育相談員や介護支援専門員は資格更新のために、試験の受検料や試験会場までの交通費を自費で賄っている。他都市で既に導入されているような、資格取得に対する補助はできないのか。</p>	<p>資格取得に対する補助ということであれば、基本的には物件費での対応となることから、当局で判断できるものではなく、原局と協議していただきたい。</p>
<p>短期の介護休暇の取得範囲の緩和について</p> <p>短期の介護休暇について、取得範囲を拡大できない理由は何か。</p>	<p>短期の介護休暇を含む休暇制度については、均衡の原則の観点から、常勤職員や国家公務員に準拠しているものであり、見直す考えはない。</p>

<p>会計年度任用職員の中には高齢期から任用される職員も多く、常勤職員よりも介護をしながら勤務している職員が多い。こうした状況を踏まえて、制度の見直しを行うことはできないのか。</p>	<p>職員の年齢分布といった違いに着目して制度を見直すこと自体を否定するつもりはないが、休暇制度については均衡や他の職員への影響も踏まえながら検討する必要がある。</p>
--	---

課題解決への方向性

組合は、今回の要求に対して直ちに対応することは困難であっても、今後の前向きな協議を求めた。これに対し当局は、引き続き互いに協議していくことについては変わらないが、現行の考え方への理解を求めた。

2 その他

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
<p>学校給食現場の職場環境について</p> <p>学校給食現場への空調整備について、順次対応していくことを確認しているが、今年度の進捗状況はどうか。</p>	<p>予算の関係上、一斉に空調設備を実施することは難しいものの、計画的に対応している旨を教育委員会から確認している。</p>
<p>今年度は何校整備される予定なのか。</p>	<p>整備工事を4校、工事の前段階となる設計を8校で実施予定と聞いている。</p>

以上
(給与課)

◎妥結事項

6月11日及び18日の2回にわたる交渉の結果を受け、6月21日に次の項目について妥結に至った。

1 期末・勤勉手当の支給 [支給日：令和6年6月28日]

令和6年6月1日に在職する者に、期末手当として1.225月、勤勉手当として1.025月、合計2.25月分を支給する。